



教育資金贈与の 非課税措置と 税制改正大綱

✂ はじめに

1. 年末調整と今月の記事

11月の税務処理として代表的な年末調整。今回は簡単に備忘録として取上げました。

今月のワンポイント解説は、話題の教育資金の一括贈与です。元々あった教育費贈与の非課税との違いを考察します。

一口メモでは、先月発表された税制改正大綱について概要をお伝えします。

2. 「Guidepost」の由来について

第1号を発刊し、多数の励ましのお言葉を頂きました。ありがとうございます。その中で多くの方から『Guidepost』の由来をお尋ね下さいましたので、この場を借りてご説明させて頂きます。

✂ ワンポイント解説

1. 教育費の贈与について

平成25年4月1日から「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」が施行されています。この制度の有用性と、以前からある扶養義務者相互間における教育費の贈与の非課税について整理します。

2. 一口メモ

10月に発表された『民間投資活性化等のための税制改正大綱』。代表的なものを噛み砕いてお伝え致します。

✂ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

神戸にて珍獣と遭遇！

はじめに

1. 年末調整と今月の記事

今年も残すところあと2か月を切り、10月初旬までの暑さが嘘のような冷え込みとなって、体調を崩したというお話をよく聞きます。季節の変わり目は気を付けたいものです。

☆ 年末調整 ☆

11月といえば、そろそろ年末調整の時期です。作業を円滑に進められるよう、以下の資料を集めておきましょう。

- ① 各種控除証明書
- ② 銀行借入残高証明書
(住宅ローン控除を受けられる方)
- ③ 納めた国民健康保険料の金額がわかるもの
(市町村役場で発行してくれる納付実績の証明書を準備しておくで万全です)

また、扶養控除申告書には扶養しているご家族を残らず記載しましょう。よくわからない従業員の方にはご家族をできるだけ記載してもらってください。「ご両親は同居ですか？」と聞くだけでその従業員の税額が抑えられる可能性があります。

転職された方は、前の勤め先に連絡して源泉徴収票を確実に入手しましょう。退職時の発行が原則ですが、催促しても出してくれない事業所も中にはあるのが現状です。そんな場合は税務署へ連絡すれば、税務署が督促してくれます。

☆ ☆ ☆

さて、早くも『Guidepost』第2号が発刊となりました。今月号のワンポイント解説は、25年度の税制改正で

整備され、話題になっている「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」についてです。この法律関連の金融商品が売れ行き好調なことから、世代ニーズを上手く捉えた法律だと思います。金融業者は、商品の説明をする過程で、教育費の贈与が元々非課税であることを説明すると、ほとんどの方がそのことを知らないということに驚いているようです。今回はこの新法と、元々あった教育費の非課税について解説します。

2. 『Guidepost』の由来について

先月号の発刊から、多数の励ましのお言葉を頂戴致しました。本当にありがとうございました。その中で、事務所通信『Guidepost』の由来についてお尋ね下さいましたので、この場を借りてご説明致します。

『Guidepost』は直訳すると道しるべです。この事務所通信をお読みくださった方々、つまりはご縁を頂いた方々の道しるべとなれるように！そんな思いから命名しております。

また、道しるべ＝道路標識は、適時適所に設置されなければなりません。注意を促すべき道路の状況に対して、早すぎたり遅すぎたりしても意味をなさず、また見えにくい場所に設置してあったり、意味のわからない図で表記されていてもダメです。そのような適時適所の特性を目指していくという意味も込めました。

今後、この『Guidepost』が武原事務所の代名詞となるよう、一生懸命頑張っていきたいと思っております。ご愛読の程、よろしくお願い致します。

ワンポイント解説

1. 教育費の贈与について

(1)平成 25 年度改正の新法

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」

この法律は平成 25 年 4 月 1 日から施行されています。平成 25 年度改正の目玉の一つとして施行前から注目されていたこの法律、すでに金融機関から商品が発売され、関連セミナーも多数開催されています。信託会社大手 6 社の本年 4 月から 9 月における教育資金贈与信託の契約件数が 4 万件を超えているようで、皆様の関心の高さがうかがえます。

大まかな内容は、30 歳未満の孫(あるいは子)に教育を受けるための資金を一定の方法で贈与しても 1500 万円(そのうち塾等に支払う分は 500 万円)までは贈与税がかからないというものです。

この制度は生前に最大 1500 万円という大きな金額を孫世代へ渡すことができるという点で非常にメリットがありますが、逆に教育資金として渡した金額を渡された方が 30 歳になるまでに使い切ることができなければ、贈与税課税されてしまうというデメリットもあり、**30 歳までに使い切ることができる金額を見極めて贈与することがポイント**となってきます。

さて、ここで立ち止まって今一度確認しておきたいことがあります。それは、**元々孫への教育費の贈与は非課税**だということです。

(2)元々あった教育費贈与の非課税

今回の改正以前から、**扶養義務者相互間において教育費として贈与した財産には贈与税は課さない**という規定があります。

《扶養義務者の定義》

夫婦・直系血族・兄弟姉妹のほか同一生計である 3 親等以内の親族

孫からみて祖父母は 2 親等の親族で、上記定義に当てはまりますから、祖父母も孫の扶養義務者になります。

この場合の教育費は、教育上通常必要と認められる学資・教材費・文具費等とされ(相基通 21 の 3-4)、義務教育費に限らないものなので、今回施行された教育資金の一括贈与の非課税と考え方は一致します。

つまり、わざわざ信託銀行へ持って行って手続きをしなくても、孫の学校入学金や学校の授業料をその都度払ってあげることは税金がかからないのです。

(3)一括贈与の有効性

では、どのような場合にこの一括贈与が有効となるのでしょうか？それは祖父母世代の相続が近々発生する可能性が高い場合です。

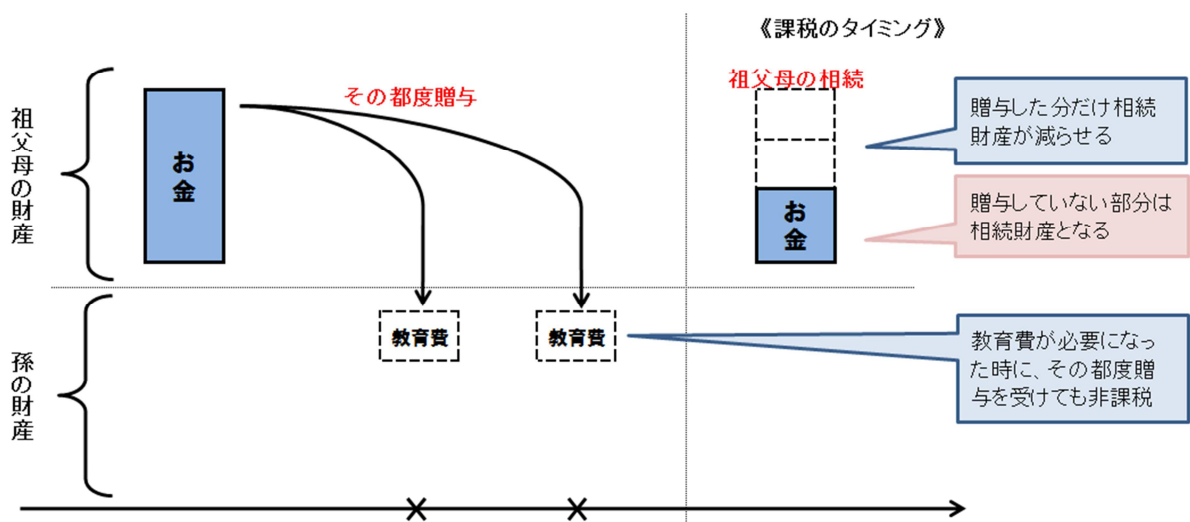
その都度学費を払っていても贈与税はかかりませんが、相続が発生してしまうと相続税がかかってきます(次ページ図「教育費をその都度贈与した場合」)。

ですが、一括贈与で教育資金を渡しておけば、その贈与した財産には相続税がかかってきません(下図

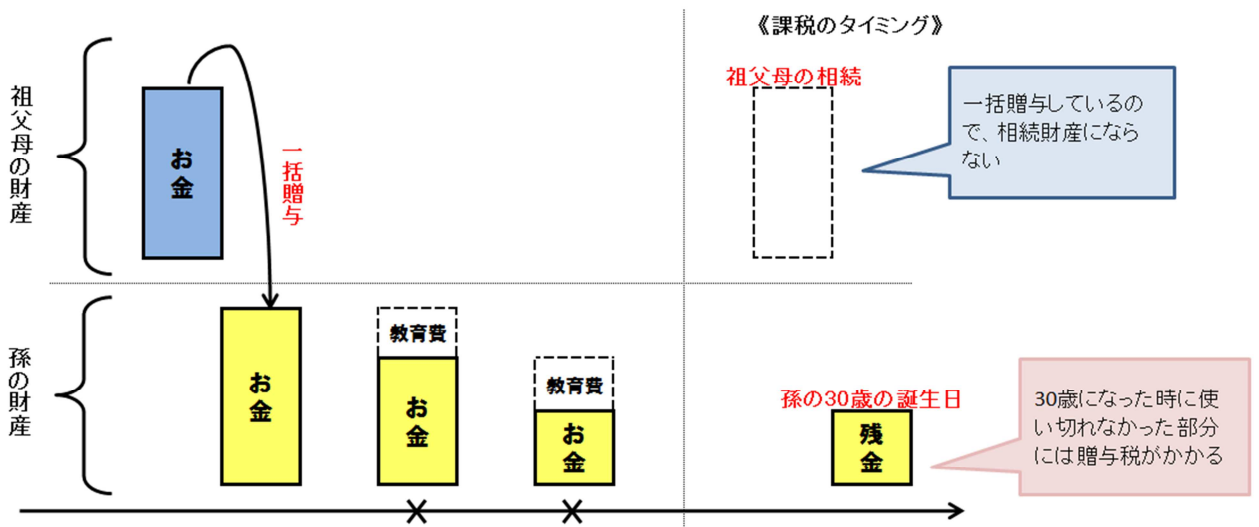
「教育資金の一括贈与の場合」)。

《教育費をその都度贈与した場合と一括贈与した場合の課税関係の違い》

教育費をその都度贈与した場合



教育資金の一括贈与の場合



(4)結論

相続が間近である場合には一括贈与を積極的に利用し、まだ相続まで猶予がある場合には教育費の都度贈与や贈与税の非課税限度額である 110 万円を目安に暦年の贈与などを組み合わせて、長期的に財産分与を考えていくのが良いかと思えます。

(5)…とはいえ現実問題として

結論の後に補足ですが、親世代が孫世代のための教育費を、祖父母世代にその都度贈与してもらうことは、現実問題として少々ハードルが高いと思われる。親世代の立場に立つと、自分の子が学校に入って授業料や文具、制服などが必要になる都度、自分の親に連絡して、贈与をお願いすることはあまり現実的ではありません。それに対して一括贈与で先にもらっておけば、教育費として支払った領収書を自分で信託銀行へ持って行くだけです。一括贈与の方が使いやすいことは歴然です。また相続が間近であるかそうでないかは相対的にしか予測できないので、**一括贈与は早めに実行されるのが良い**と思えます。

2. 一口メモ

H25.10 月政府与党で『民間投資活性化等のための税制改正大綱』が発表されました。消費税増税に伴う景気減退をなんとかしてでも回避したいとの政府の強い意向を感じます。

税制改正大綱のうち代表的なものを下記に記載致します。イメージしやすいように内容をかなり噛み

砕いておりますので、詳細はお問合せ下さい。

1. 生産性向上設備投資促進税制

事業に直接供される資産で、最新モデルを取得した場合には、『建物及び構築物については、**即時償却**又は **3%の税額控除**』『機械・器具備品・ソフトウェアについては、**即時償却**又は **5%の税額控除**』が適用できる(資本金 1 億円以下の法人も対象)。

(資産の例示) 断熱材、断熱窓、照明設備、冷暖房、エレベーター設備、サーバー用 PC 等

2. 中小企業投資促進税制

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について範囲を拡充。

現行: 取得価額 × **30%**の特別償却又は **7%**の税額控除との選択適用

改正: **100%**償却(取得時に全額経費)又は **10%**の税額控除

3. 所得拡大促進税制

現行: 当期の支給給与が基準年度の給与等支給額より **5%**増加していれば、増加額 × **10%**の税額控除。

改正: 要件が緩和され、平成 26 年 4 月 1 日以降終了事業年度では、**2%**増加していれば、増加額 × **10%**の税額控除。

4. その他

12 月発表予定の税制改正大綱において、**復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止**が検討されております。自社が納めている復興特別法人税を確認するにあたってはお手元の申告書(右端に復興特別法人税と記載されているページ)又は法人税別表 1 に記載されている税額の 10%相当額を目安としてください。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフ近況 ☆

先日、神戸のお客様を訪問したときのこと、川に何やら動く影が…。明らかに犬より大きい…。近づいて見ると野良イヌならぬ野良イノシシでした。驚いてそのお客様に話すと日常茶飯事とのこと。なんでもエサを探しに人里まで下りてくるそうで、レジ袋を持っていたら放り出すこと、小型犬を連れていたら襲われないようにすることなど教えていただきました。

なかなか愛らしい顔してました。

